

## 公益社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士資格更新実施内規

(平成4年3月27日制定)  
 (平成7年4月14日改正)  
 (平成10年7月1日改正)  
 (平成11年4月23日改正)  
 (平成13年4月27日改正)  
 (平成14年6月3日改正)  
 (平成15年7月25日改正)  
 (平成19年8月10日改正)  
 (平成19年9月21日改正)  
 (平成21年10月2日改正)  
 (平成23年1月7日改正)  
 (平成25年4月1日改正)  
 (平成26年1月10日改正)  
 (平成26年3月14日改正)  
 (平成26年11月28日改正)  
 (平成27年3月6日改正)  
 (平成27年8月7日改正)  
 (平成27年11月27日改正)  
 (平成28年1月15日改正)  
 (平成28年3月11日改正)  
 (平成28年4月1日改正)  
 (平成29年3月10日改正)  
 (平成29年8月18日改正)  
 (平成30年4月27日改正)  
 (平成31年3月1日改正)  
 (平成31年4月24日改正)  
 (令和2年5月14日改正)  
 (令和2年8月6日改正)  
 (令和5年3月3日改正)

- 1 公益社団法人日本超音波医学会(以下「本会」という。)は、公益社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士(以下「検査士」という。)の資格保持のため、次により認定更新を実施する。
- 2 検査士資格の有効期間は5年間とし、更新手続は5年ごとに行う。ただし、複数領域の資格を取得している者は、更新手続は最初に資格認定を受けた年から5年ごとに行うものとする。
- 3 資格更新を行おうとする者は、申請時まで継続して、本会会員(正会員、シニア会員、準会員(期間中にここに掲げる一つの資格からここに掲げる他の資格に種別変更があった場合を含む。))のいずれかを行う。又は一般社団法人日本超音波検査学会(以下「検査学会」という。)の正会員でなければならない。
- 4 資格更新の審査は、本会超音波検査士制度委員会(以下「本委員会」という。)が行う。
- 5 理事長は、本委員会が審査を行い適格と判定した者に、理事会の承認を得て認定証を交付する。
- 6 資格更新には、検査士の認定又は前回の資格更新を受けてから5年間に、次に定める単位を取得及び必修講習を受講(注10)していることを要する。単位の換算については、次の通りとする。2015年4月1日から2018年4月1日の間に認定を受けた者は、研修・業績単位表【A】に定める単位を25単位以上取得していることを要する。2019年4月1日以降に認定を受けた者は、研修・業績単位表【B】に定める単位を50単位以上取得していることを要する。ただし、50単位の中に、本会学術集会又は本会地方会学術集会に出席することで得た単位が含まれていなければならない。

## 【A】

研修・業績単位表：

## (1)学術集会

	出席(注1, 4)	発表(注2, 3, 4, 5)
日本超音波医学会学術集会(注9)	15(単位)	10(単位)(注11)
日本超音波医学会地方会学術集会	5	5(注11)
日本超音波医学会研究会	5	5(注11)
日本超音波医学会超音波診断講習会	5	5
日本超音波医学会小規模講習会	5	5
日本超音波医学会地方会講習会	5	5
日本超音波医学会学術集会教育セッション	5	5
世界超音波医学学術連合大会(WFUMB)	10	10
アジア超音波医学学術連合大会(AFSUMB), 及びその他のWFUMB加盟学会	10	10
日本超音波検査学会学術集会	5	5(注11)
指定超音波医学関連学会・研究会	5	5
(2)超音波医学に関連する論文		
「超音波医学」, 「Journal of Medical Ultrasonics」及び「Ultrasound in Medicine and Biology」に掲載された論文(注6, 7)		20

## 【B】

研修・業績単位表：

## (1) 学術集会

	出席(注1, 4)	発表(注2, 3, 4, 5)
日本超音波医学会学術集会(注9)	20(単位)	10(単位)(注11)
日本超音波医学会地方会学術集会	10	5(注11)
日本超音波医学会研究会	5	5(注11)
日本超音波医学会超音波診断講習会	10	5
日本超音波医学会小規模講習会		5
日本超音波医学会地方会講習会	5	5
日本超音波医学会学術集会教育セッション	5	10
世界超音波医学学術連合大会(WFUMB)	10	10
アジア超音波医学学術連合大会(AFSUMB), 及びその他のWFUMB加盟学会	10	10
日本超音波検査学会学術集会	5	5(注11)
指定超音波医学関連学会・研究会	5	5
(2) 超音波医学に関連する論文		
「超音波医学」, 「Journal of Medical Ultrasonics」及び「Ultrasound in Medicine and Biology」に掲載された論文(注6, 7)		20
「超音波検査技術」に掲載された論文(注8)		5

注1 出席については、出席したことを証明する書類を添付する。

2 発表の単位は、出席の単位に加算される。

3 発表及び論文については、それらを確認できる別刷又はコピーなどを添える。

4 指定超音波医学関連学会・研究会については、会誌に公示する。

5 発表単位は筆頭者のみとする。ただし、企業が協賛・共催するセミナー(ランチョンセミナーなど)は発表単位に含まれない。

6 「超音波医学」, 「Journal of Medical Ultrasonics」及び「Ultrasound in Medicine and Biology」の論文のみ共著者も5単位付与する。

7 「超音波医学」, 「Journal of Medical Ultrasonics」及び「Ultrasound in Medicine and Biology」の論文については、「総説」, 「特集」, 「解説」, 「原著」, 「症例報告」, 「技術報告」とする。

8 「超音波検査技術」の論文については、「原著」, 「研究」, 「症例報告」とする。

9 Ultrasonic Weekの場合、単位については大会毎の設定とする。

10 必修講習については2022年4月1日以降に検査士に認定される者より適用する。

11 演題発表における代理発表について、以下のように扱うものとする。

1) 筆頭者が都合により発表できない場合、原則として、共著者に限って代理発表することを認める。ただし、代理発表する共著者には単位は付与されない。

2) 演題の筆頭者は、共著者に限って、筆頭者の交代を申請することができる。本申請は、抄録集などの制作状況と密接に関係するため、受理するか否かの判断は、学術集会会長その他の責任者が行うものとする。

7 検査士の資格更新を受けようとする者は、ウェブサイト等に公示する期間(以下「書類提出期間」という。)中に下記の書類を提出しなければならない。

一 資格更新申請書

二 研修・業績単位表及びそれを証明する別刷又はコピー

三 検査学会の正会員の会員歴が更新資格に必要な者は、同会の発行する証明書

8 検査士の資格更新を受けようとする者は、次の各号に定める資格更新審査・認定料を納付しなければならない。

一 本会会員 5,000円(検査学会の正会員で資格更新を受けようとする者が書類提出期間中に入会した者は除く。)

二 検査学会の正会員(前号の者を除く。)

9 公益社団法人日本超音波医学会認定超音波指導検査士(以下「指導検査士」という。)の資格認定を受けている場合は、指導検査士資格更新を行うことで保有する検査士資格領域も同時に更新されるものとする。単位が不足する場合や特別な事情により更新ができない場合は、次項目の手続きを行うことにより更新猶予あるいは更新保留ができる。ただし、指導検査士資格更新規定に満たない場合で、検査士資格更新を満たす場合は、検査士資格のみ更新できる。

10 資格更新期限内に取得単位数が規定の点数に達しないことが見込まれる者は、公示する期間中に下記の手続きにより、1年間を限度として更新猶予期間が与えられる。この場合、更新猶予期間内に不足単位を取得したのち、更新申請が行えるものとする。ただし、取得しているすべての領域を猶予することになる。

一 更新猶予申請書の提出

二 更新猶予手数料(5,000円)の納付

更新猶予期間終了時に必要な手続きは、前掲7及び8に準ずるものとする。

11 特別な事情の場合には、証明書(海外留学の場合は招聘先からの書類の写し、病気療養の場合は医師の診断書、育児・介護などの場合は出産を証明する母子健康手帳の写し、要介護状態を証明する書類の写しなど)を添付して保留申請をすることができる。なお、病気療養の場合は、年度ごとに診断書の提出とともに保留申請を行う。保留期間は年単位とし、資格更新には、その年数を除き、保留期間以前と復帰後との合計で5年間となる年に通常の更新手続きを行うものとする。保留申請は、保留要件が発生した時点で申請を行い、期間を遡り申請することは認められない。また、保留申請を行う場合は、所属している本会、検査学会あるいはその両会へ休会申請を行い、申請を行った全ての会からの休会が認められない場合、保留申請は認

- められない。なお、保留期間は5年間を上限とする。ただし、保留承認中において1年に限り延長を認める。
- 12 資格更新(更新猶予含む)を受けようとする者のうち資格更新期限内に手続きをしなかった者の取り扱いは別に定める。
  - 13 更新猶予期間及び更新保留期間中は検査士を呼称することができない。
  - 14 この内規の改廃は、本委員会の発議により規約担当理事の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

#### 附 則

- 1 この内規は、平成4年3月27日から施行する。
- 2 平成3年4月1日より平成4年3月26日までの研修・業績については、本内規に定めるものと同等の単位を取得したものとする。
- 3 日本超音波検査学会は、平成7年4月1日付で日本超音波検査研究会から名称変更された。
- 4 この内規は、平成10年3月6日から施行し、平成10年7月1日から適用する。
- 5 この内規の改正は、平成13年4月27日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- 6 この内規の改正は、平成14年6月3日から施行する。
- 7 この内規の改正は、平成15年7月25日から施行する。
- 8 この内規の改正は、平成19年8月10日から施行する。
- 9 この内規の改正は、平成19年9月21日から施行する。
- 10 この内規の改正は、平成21年10月2日から施行する。
- 11 この内規の改正は、平成23年1月7日から施行する。
- 12 この内規の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 13 この内規の改正は、平成26年1月10日から施行する。
- 14 この内規の改正は、平成26年3月14日から施行する。
- 15 この内規の改正は、平成26年11月28日から施行する。
- 16 この内規の改正は、平成27年3月6日から施行する。
- 17 この内規の改正は、平成27年8月8日から施行する。
- 18 この内規の改正は、平成27年11月28日から施行する。
- 19 この内規の改正は、平成28年1月16日から施行する。
- 20 この内規の改正は、平成28年3月11日から施行する。
- 21 この内規の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 22 この内規の改正は、平成29年3月10日から施行する。
- 23 この内規の改正は、平成29年8月18日から施行する。
- 24 この内規の改正は、平成30年4月27日から施行する。
- 25 この内規の改正は、平成31年3月1日から施行する。
- 26 この内規の改正は、平成31年4月24日から施行する。
- 27 この内規の改正は、令和2年5月14日から施行し、第30回資格更新者から適用する。
- 28 この内規の改正は、令和2年8月6日から施行する。
- 29 この内規の改正は、令和5年3月3日から施行する。